

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月26日

【報告者の名称】 株式会社ウォーターダイレクト

【報告者の所在地】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の連絡場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目1番2号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 栗原 智晴

【縦覧に供する場所】 株式会社ウォーターダイレクト  
(東京都品川区大崎四丁目1番2号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ウォーターダイレクトをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社総合生活サービスをいいます。

(注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社総合生活サービス  
所在地 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

## 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

### (1) 普通株式

### (2) 新株予約権

平成20年12月17日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

平成25年6月14日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

平成26年1月17日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）、第2回新株予約権、第3回新株予約権及び第4回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成26年12月25日開催の当社取締役会において、公開買付者による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権（以下「当社新株予約権」といいます。当社株式と併せて「当社株式等」と総称します。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同する意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、その完全親会社である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社からなる企業集団（以下「光通信グループ」といいます。）において宅配水事業をはじめとする生活関連事業の中間持株会社として平成26年11月に設立された会社であり、本書提出日現在、当社株式は所有していないとのことです。

(注) 光通信は、本書提出日現在、当社株式を1,187,900株（所有割合（ ）にして14.61%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））及び当社の第4回新株予約権3,840個（目的となる株式の数384,000株、所有割合にして4.72%）を所有しております。また、本書提出日現在、光通信の連結子会社のうち、株式会社PROMIDEA（以下「PROMIDEA」といいます。）が589,800株（所有割合にして7.26%）、エルミック株式会社（以下「エルミック」といいます。）が509,800株（所有割合にして6.27%）を、それぞれ当社株式を野村信託銀行株式会社（以下「野村信託銀行」といいます。）に議決権行使の指図権を留保して信託しています。光通信が所有する当社株式並びにPROMIDEA及びエルミックが実質的に所有する当社普通株式の合計は、2,287,500株（所有割合にして28.14%）であり、当社は公開買付者の親会社である光通信の持分法適用関連会社です。

( ) 所有割合とは、当社が平成26年11月14日に提出した第9期第2四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載した平成26年9月30日現在の発行済株式総数（8,128,400株）から本四半期報告書に記載した平成26年9月30日現在の当社の所有する自己株式数（159株）を控除した数（8,128,241株）に占める割合をいいます。以下同じとします。

公開買付者は、平成26年12月25日付で、光通信グループと当社の企業価値の向上を企図し、資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することでシナジーを実現できるよう、当社株式を対象とした本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

本公開買付けにおいては、応募を希望するすべての当社の株主及び新株予約権者の皆様に、広く売却の機会を確保するため、本公開買付けにおける買付予定数につき、上限及び下限を設定していないとのことです。なお、上場廃止となる可能性の有無については、下記「3(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」に記載のとおり説明を受けております。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、下記「3(6)公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載のとおり、当社の第4位の株主である株式会社アイケアジャパン（以下「アイケアジャパン」といいます。）、及び当社の株主である大島昇氏（以下「大島氏」といいます。）（以下、両名を併せて「応募契約締結株主」と総称します。）との間で、応募契約締結株主がその所有する当社株式を応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約（以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結し、また、PROMIDEA及びエルミックとの間でも、両社がその所有する当社株式を本公開買付けに応募する旨の合意をそれぞれしているとのことです。

他方、公開買付者は、その親会社である光通信との間では、光通信が所有する当社株式等の全てに関して、本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。

#### 公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、光通信グループにおいて宅配水事業をはじめとする生活関連事業の中間持株会社として平成26年11月に設立された会社であり、本書提出日現在において、光通信がその普通株式に係る議決権の100%を保有する完全子会社とのことです。光通信は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」届ける事業体制を構築してきたとのことです。光通信の普通株式は、平成11年には株式会社東京証券取引所市場第一部に上場され、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しており、その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのことです。

一方、当社は、ナチュラルミネラルウォーターの宅配を目的として平成18年に設立されて以降、「健康的なライフスタイルを実現するサービスを提供する会社」として、開発、製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で手がけることにより、より魅力ある商品・サービスを提供しており、平成25年3月には当社株式は東京証券取引所マザーズに上場し、平成26年4月には東京証券取引所市場第二部への市場変更を果たしております。

当社の平成26年1月17日付プレスリリース「株式会社光通信との合併会社（子会社）設立に関するお知らせ」及び「第三者割当による新株式発行、新株予約権の発行及び東京証券取引所本則市場への上場市場変更申請に関するお知らせ」により公表されているとおり、宅配水事業における新たな販売チャネルの拡大、また光通信グループの取り扱う通信商材や保険等を活用した新たな付加価値サービスの提供による、お客様満足度の向上と企業価値の向上を目的として、当社と光通信は、合併会社として株式会社アイディール・ライフ（以下「アイディール・ライフ」といいます。）を平成26年1月31日付にて設立するとともに、平成26年2月3日に第三者割当の方法により光通信が当社株式767,900株及び第4回新株予約権を引き受け、両社の提携関係の構築・強化を図ってまいりました。さらに、光通信は、平成26年4月頃から、大島氏より、大島氏及び大島氏の関係者が実質的に保有している当社株式を光通信グループに売却したい旨の打診を受け、当社と光通信グループとの提携関係を強化するため、これを前向きに検討することとしたとのことです。大島氏及び大島氏の関係者が発行済株式の全てを所有するPROMIDEA及びエルミックが、それぞれ当社株式（PROMIDEA所有分589,800株（所有割合にして7.26%）、エルミック所有分509,800株（所有割合にして6.27%））を議決権行使の指図権を留保して野村信託銀行に信託していたこと等から、簡易且つ迅速な方法で当社株式の売却を行うため、PROMIDEA及びエルミックによる当社株式を信託している状態を維持したまま、PROMIDEA及びエルミックの発行済株式の全部を、大島氏及び大島氏の関係者からそれぞれ取得することにより、当社に対して一定の資本関係の構築・深化を図ってきたとのことです。

その後も、光通信グループにおいて宅配水事業に注力し、同事業をより効率的かつ安定的に展開する道を模索する中、平成26年11月頃、大島氏より、応募契約締結株主の所有する当社株式（大島氏が所有する当社株式80,000株（所有割合にして0.98%）、アイケアジャパンが所有する当社株式570,000株（所有割合にして7.01%））の譲渡について、光通信グループに対して打診があり、光通信グループとしては、この譲渡を受けることが、当社とのより緊密な協力関係の構築に資するものであり、競合する事業者の多い宅配水市場において、顧客のニーズにより的確かつ迅速に応えることが実現可能となると考え、公開買付者において当社株式を取得することを前向きに検討することとしたとのことです。そして、公開買付者がこの譲渡を受けた場合には、譲受け後の公開買付者及びその特別関係者が所有する当社株式の合計が2,937,500株（所有割合36.14%）となり、株券等の所有割合が発行済株式総数の3分の1を超えるため、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

公開買付者は、公開買付者による当社株式の取得により、光通信グループと当社との間での協力・連携体制の一層の強化が図られ、それにより、相互の強みを活かし、シナジー効果をより発揮できる体制・施策を実施・展開し、光通信グループ及び対象者の事業の成長並びに企業価値向上へつなげていきたいと考えているとのことです。

#### 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、平成26年1月17日付「株式会社光通信との合併会社（子会社）設立に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、光通信との合併会社としてアイディール・ライフを設立し宅配水事業の強化を推し進めるとともに、同日付「第三者割当による新株式発行、新株予約権の発行及び東京証券取引所本則市場への上場市場変更申請に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、光通信に対し新株式及び新株予約権の発行を実施し、同社が当社の筆頭株主となりました。また、「3(2) 本公開買付けの概要」の（注）に記載のとおり、当社は光通信の持分法適用関連会社であります。

光通信との資本・業務提携以降、アイディール・ライフが本年4月より本格的に営業活動を開始いたしました。アイディール・ライフでは、光通信グループの強みとするテレマーケティングや法人営業等により販路の拡大を進め、新規顧客獲得力が向上し営業力強化に結びついている状況であります。顧客数の増加は、当社の収益力が増し業績の向上につながることで、また、業績の向上により株式価値の向上も見込まれることから、光通信グループとは更なる安定的かつ緊密な営業協力関係を構築するとともに株式価値も向上させたいと考えております。

一方で、当社では、応募契約締結株主より、その所有する当社株式の売却に関する打診が当社にあり、予めその売却先について協議しておりました。その中で、公開買付者の親会社である光通信が、光通信グループにおいて宅配水事業の更なる推進を図るために応募契約締結株主の株式を取得し、当社とのより強固な資本関係・業務提携体制を築く意向があること、かつ、応募契約締結株主もこれに応じる意向があることを確認いたしました。

公開買付者によれば、本公開買付けは光通信グループと当社の企業価値の向上を企図し、資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することでシナジーを実現することを目的としていること、光通信の連結子会社である公開買付者が応募契約締結株主の所有する当社株式を取得する場合、当該取得後の光通信及びその特別関係者が所有する当社普通株式の合計が2,937,500株（所有割合36.14%）となり、株券等の所有割合が発行済株式総数の3分の1を超えるため、金融商品取引法第27条の2第1項2号の規定に基づき公開買付けの手続きを必要とするとのことです。また、本公開買付けでは応募を希望するすべての対象者の株主の皆様幅広く売却の機会を確保するため、買付株式数の上限設定がなされていないことから、応募数によっては、結果として当社が光通信の連結子会社化、ひいては後記「3(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」に記載の上場廃止基準に抵触するリスクもありますが、公開買付者によれば、あくまでも光通信グループと当社の企業価値の向上を企図し、資本提携・業務提携関係を構築し、緊密な連携をとって事業展開することによるシナジーの実現が目的であり、当社を連結子会社化することが目的ではないこと、結果として当社が連結子会社化された場合も、公開買付者は当社の経営の独立性を維持するとしており、光通信グループによる当社の経営への関与は、現状の新規顧客獲得に関する営業協力という形態を維持強化させるものであること、さらに万が一上場廃止基準に抵触し猶予期間入りに至った場合も、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた方策を実行するとのことです。

これらの点を踏まえ、当社は取締役会において、本公開買付けにつき検討した結果、

- ・光通信グループとの業務提携により、新規顧客獲得力が向上し営業力が強化されている実績や光通信グループにおいて宅配水事業に対する理解が深まっている状況を踏まえ、応募契約締結株主が所有する当社株式の売却先としては申し分ないこと
- ・当社が光通信の連結子会社又は公開買付者の子会社となる場合であっても、当社の経営の独立性は保たれる見込みであること
- ・競合他社が増加してきた宅配水市場において、競争力強化のために、当社が苦手としていたテレマーケティングや法人営業等による顧客開拓を、光通信グループの営業力によりアイディール・ライフにて行い、販路拡大を進めてきた結果、新規顧客獲得力が向上し当社の営業力強化につながっているが、さらに光通信グループとのより強固な資本関係をもつことにより、光通信グループが競合他社との連携体制を選択する可能性が低減し、また、双方の経営基盤、光通信グループの販売会社として蓄積している顧客ニーズ・販売ノウハウと、当社のメーカーとして蓄積している宅配水事業に関する開発や品質・顧客等の管理ノウハウなどの事業ノウハウを融合することにより、双方の強みを活かした事業シナジーの創出（新たな販売チャネルによる新規顧客開拓や既存顧客のリテンション対策等）につながり、企業価値向上につながると考えられること

以上の事由から、当社取締役会は、本公開買付けは当社の企業価値の維持向上に資するとの認識に至り、出席取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。

一方、本公開買付けに係る当社株式の価格（以下「本公開買付価格」といいます）については、公開買付者が、自ら取得したアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社による株式価値算定結果を参考にしつつ、応募契約締結株主との間で協議・交渉等を行った結果を受け、決定されたものであること、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付価格の妥当性に関する判断について、当社は中立の立場をとり意見を留保することを併せて決議いたしました。そのため、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。従いまして、本公開買付けに応募するか否かについても、当社は中立の立場をとり、株主の皆様のご判断に委ねる旨も併せて決議しております。

当社新株予約権のうち、第2回新株予約権及び第3回新株予約権については、いずれも当社、当社の子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、公開買付者が本公開買付けによりこれらの当社新株予約権を取得しても行使できないこと、第4回新株予約権については保有者が光通信であることに鑑み、当社は第三者算定機関に対して当社新株予約権の価値算定を依頼しておらず、当社新株予約権にかかる買付価格の妥当性についての検証を行っていないことから、当社新株予約権の保有者の皆様に対しても、本公開買付けに応募するか否かについて、各自のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

また、当社取締役会には当社の監査役3名全員（内、社外監査役2名）が審議に参加し、全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様及び新株予約権者の皆様にご判断に委ねることについて異議がない旨の意見を述べております。

### (3) 算定に関する事項

当社は、「3(2) 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付価格については、公開買付者が、自ら取得したアメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社による株式価値算定結果を参考にしつつ、応募契約締結株主との間で協議・交渉等を行った結果を踏まえて決定されたものであること、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も当社株式の上場は維持される方針であることから、本公開買付価格の妥当性に関する判断について、当社は中立の立場をとり意見を留保することを決議しております。そのため、当社は、本公開買付けにあたり第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、株式を東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、公開買付者より、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではないとの説明を受けておりますが、買付けを行う当社株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条第1項に規定される東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準のうち、以下の から に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売買立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

なお、本公開買付けの結果、当社株式が上記のような上場廃止基準に関し、猶予期間入りにまで至った場合には、公開買付者は当社との間で、立会外売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた方策を実行する意向です。なお、上記方法の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者及び当社は、公開買付者の親会社である光通信を含む光通信グループが2,287,500株（所有割合にして28.14%）を所有して当社を持分法適用関連会社としている状況等を考慮し、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保することを目的として、当社株式に係る本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者、当社及び光通信から独立した第三者算定機関であるアメリカン・アプリーザル・ジャパン株式会社から平成26年12月24日付で株式価値算定書を取得し、その参考としております。

当社における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の過程等における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）である二重橋法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役全員の同意及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役5名全員は、いずれも利害関係者に該当せず、平成26年12月25日付の当社取締役会において、本公開買付けに関し慎重に審議し、取締役5名の全員一致により決議しております。

本取締役会において、当社顧問弁護士による本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法、過程その他の留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、慎重に本公開買付けについて審議した結果、「3(2) 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、

・光通信グループとの業務提携により、新規顧客獲得力が向上し営業力が強化されている実績や光通信グループにおいて宅配水事業に対する理解が深まっている状況を踏まえ、応募契約締結株主が所有する当社株式の売却先としては申し分ないこと

- ・本公開買付けの結果によって当社が光通信の連結子会社となる場合であっても、当社の経営の独立性は保たれる見込みであること
- ・競合他社が増加してきた宅配水市場において、競争力強化のために、当社が苦手としていたテレマーケティングや法人営業等による顧客開拓を、光通信グループの営業力によりアイディール・ライフにて行い、販路拡大を進めてきた結果、新規顧客獲得力が向上し当社の営業力強化につながっているが、さらに光通信グループとのより強固な資本関係をもつことにより、光通信グループが競合他社との連携体制を選択する可能性が低減し、また、双方の経営基盤、光通信グループの販売会社として蓄積している顧客ニーズ・販売ノウハウと、当社のメーカーとして蓄積している宅配水事業に関する開発や品質・顧客等の管理ノウハウなどの事業ノウハウを融合することにより、双方の強みを活かした事業シナジーの創出（新たな販売チャネルによる新規顧客開拓や既存顧客のリテンション対策等）につながり、企業価値向上につながると考えられること

以上の事由から、本公開買付けは当社の企業価値の維持向上に資するとの認識に至り、利害関係を有しない取締役全員一致で本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議するとともに、本公開買付けの妥当性に関する判断については中立の立場をとり意見を留保する旨、本公開買付けに応募するか否かについて株主の皆様及び新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

また、当社取締役会に出席した当社監査役3名全員（内、社外監査役2名）は、利害関係者には該当せず、本公開買付けに関する審議に参加いたしました。全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の皆様及び当社新株予約権者の皆様に委ねることについて、異議がない旨の意見を述べております。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、応募契約締結株主との間で、平成26年12月25日付でアイケアジャパンが所有する当社株式570,000株（所有割合にして7.01%）及び大島氏が所有する当社株式80,000株（所有割合にして0.98%）の合計650,000株（所有割合にして8.00%。以下「本応募契約対象株式」と総称します。）を応募する旨の本応募契約をそれぞれ締結したとのことです。本応募契約において、公開買付者は、応募契約締結株主との間で、本公開買付けの開始後2週間以内に本応募契約対象株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しており、また、本応募契約においては、応募についての前提条件は存在していないとのことです。

また、公開買付者は、PROMIDEA及びエルミックとの間で、平成26年12月25日付で、PROMIDEAが実質的に所有する589,800株（所有割合にして7.26%）及びエルミックが実質的に所有する509,800株（所有割合にして6.27%）の合計1,099,600株（所有割合にして13.53%）に関して本公開買付けに応募する旨の合意をそれぞれしているとのことです。なお、PROMIDEA及びエルミックは、それぞれ野村信託銀行との間の当社株式の信託を終了させた上、本公開買付けに応募する予定とのことです。

他方、公開買付者は、公開買付者の親会社である光通信との間で、平成26年12月25日付で、光通信が所有する当社株式等の全てに関して、本公開買付けに応募しない旨の合意をしているとのことです。

(7) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者によれば、本公開買付けにより当社株式を上場廃止とすることは企図していないため、現時点では、光通信グループとして当社株式の追加取得を行う予定はないものの、将来的に、光通信グループにおける当社株式の保有を公開買付者に集約するために、光通信グループ内の取引として公開買付者が光通信から当社株式を追加取得する可能性はあるとのことです。なお、本公開買付け後の状況を踏まえ、光通信グループと当社との間での協力・連携体制の一層の強化、両社の強みの相互活用・相乗効果によるシナジー効果の追求、それらによる両社の事業の成長並びに企業価値向上の追求という観点から、当社株式の追加取得が手段として合理的であると判断されるような場合には、将来的に当社の株式を追加取得するか否かについて、改めて検討する予定であるとのことです。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役職	所有株式数(株)	議決権の数(個)
伊久間 努	代表取締役執行役員社長	48,400	484
村口 和孝	取締役	20,400	204
藤野 英人	取締役		
湯浅 智之	取締役	900	9
平井 亮子	取締役	100	1
加藤 次夫	常勤監査役	1,100	11
南 裕史	監査役		
手嶋 伸也	監査役	4,200	42
	計	75,100	751

(注1) 所有株式数及び議決権の数は本書提出日現在のものであります。

(注2) 取締役村口和孝氏、藤野英人氏、湯浅智之氏及び平井亮子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

(注3) 監査役南裕史氏及び手嶋伸也氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はございません。

6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はございません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はございません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はございません。

以上